

議案第31号 三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

〔反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

個人市民税について、給与所得控除額切り下げに伴い、均等割の非課税基準を10万円引き上げる。このことによって、国民健康保険や介護保険、保育料等、非課税世帯への対応が必要だが、市においてその検討が十分になされたとはうかがえないことが質疑で明らかになった。これは問題である。

法人市民税の関係について、法人市民税の申告手続の電子化について、資本金1億円超えを対象としているが、資本金の基準を引き下げていくことは必至である。なぜなら、今までも給与所得控除額を、発足当初1,500万円以上であったが、1,200万円以上、1,000万円以上と基準額を引き下げ、現在850万円に基準を引き下げている事実がある。日本経団連と安倍内閣は小さく生んで大きく育てることを常套手段としていることから、容易に想像でき、中小企業いじめにつながると予測する。

固定資産税関係の生産性向上のための設備投資に係る新たな固定資産税の課税標準の特例措置、特例割合をゼロにする3年間の時限的な特例措置を創設することについて、対象となる中小企業にとっては、固定資産税の減免よりも、国がものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業の補助金を得ることが重要であることが質疑の中で明らかになった。本来、国の生産性向上特別措置法に基づき、市が導入促進基本計画を策定し、その上で市税条例を改正し、施行、実施すべきである。なぜ計画概要しかできていないのに条例改正を先行するのかについて、納得のできる答弁がなかった。地方税法改正が4月1日で、特措法は5月23日のため、計画策定はおくれているが、対応する税法改正は先に進めるといっただけでは、国の事情に翻弄されているだけであり、地方分権の中で市として計画行政を進める立場から逸脱していると言われても仕方がない。

実際は、中小事業者は、先端設備等導入計画を市に申請し、市がこれを認定することがものづくり補助金の加点や上限額にかかわり、第2次募集がこの夏にあるため、それに間に合わせたいとの配慮があるようだが、市側にその位置づけが薄く、課題が多いと感じる。

たばこ税について、たばこ税率の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式について、重さを基準に紙巻たばこの本数に換算する現行方式から、重さと価格を基準に換算した方式に変更することによって増税が図られる。結果、喫煙者の減少に拍車がかかり、ひいては、がん等の医療費の削減につながり、健康長寿が全うできることは歓迎したい。しかし、税収増を国も自治体も求めるならば、

大企業や大資産家、大金持ち優遇の不公平な税制を改め、さらに所得税の累進性を強化させることが重要であり、庶民の楽しみであるたばこを値上げさせることではないと思う。

国の税制度改悪に伴うものの今回の市税条例等の一部改正について、以上の理由を述べてこの議案に反対をする。

議案第 34 号 三鷹市東多世代交流センター大規模改修工事請負契約の締結について

議案第 35 号 三鷹市西多世代交流センター大規模改修工事請負契約の締結について

〔反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

議案第 34 号 三鷹市東多世代交流センター大規模改修工事請負契約の締結についてと議案第 35 号三鷹市西多世代交流センター大規模改修工事請負契約の締結について、関連があるので、一括して討論する。

これらは、児童館と社会教育会館をバリアフリー化と老朽化対策の工事をするものであり、特に多世代交流センターとして機能強化するためのリニューアル、大規模改修工事である。昨年 3 月、利用者や現場職員の声を反映させた基本プランが策定され、議会にも報告があったが、今回の工事の実態はこの基本プランとは全く違う内容である。空調設備、トイレ改修や最低限の床と壁改修でしかなく、にしじどうかんにはエレベーター設置もできない。2 階への調理設備の設置やオープンスペースの確保は東西ともにできていない。市民が期待するリニューアルとはほど遠いものである。理由は、西は地盤が弱く、壁を抜くと耐震がもたないからだと言われる。市民の声、現場の声を生かした基本プランをどう生かし実現するのかではなく、予算の範囲内で躯体をいじらず、費用がかかるものは見送りなどの検討をしたにすぎないことが答弁で明らかになった。特に、にしじどうかんの屋上部分に手をつけないのは、今後の大きな課題を残すものであり、漏水等の被害発生が生じて、対応に追われかねない。かえって高くつくものではないかと危惧をする。

当初から時期をずらしてそれぞれ工事する予定だったものを同じ年度に組み込んでしまったため、予算の枠がはめられたのではないかと推察する。当初の予定どおり、2カ所を年度をずらして行うべきだったし、構造的課題が明らかになったときに、再度市民参加をしながら基本設計、実施設計を進めるべきである。今回、特に課題の多いにしじどうかんのリニューアル案を凍結し、丁寧な議論と検討によって再度設計し直すべきである。

拙速に進めてきた結果、市民の期待をまたもや裏切るものとなってしまっているため、本議案に反対する。あわせて、入札方式が一抜け方式であり、他の工事との兼ね合いで事業者が分け合っている疑いが払拭できないことも指摘しておく。

意見書（案）第7号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書
16番（野村羊子さん）

意見書（案）第7号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書について討論いたします。

ヘルプマーク——赤色の地に十字とハートを縦に並べたマークは、東京都が作成し、著作権を持っているものです。ヘルプマークのストラップタイプは、現在、都営公共交通の駅頭や都立病院等で配布していますが、郵送での対応はなく、都内の自治体の窓口でも配布はしていません。ヘルプマークは、現在20近い都道府県で導入が進められています。東京都以外の自治体では、ストラップタイプを基礎自治体の障がい担当窓口で配布しているところもあります。東京都は、ヘルプマークのついたヘルプカードの印刷については、都内自治体に補助金を出して印刷配布を推進し、三鷹市でも独自でヘルプカードを作成し、当事者に配布しています。もちろん当事者がネットからダウンロードして印刷し、身につけることはできますし、ヘルプカードも当事者が印刷して持ち歩くことも可能です。しかし、東京都が配布しているストラップタイプに比べて、目立たず、耐久性に欠けると言わざるを得ません。したがって、都下の自治体窓口でストラップタイプの配布が可能となるよう、東京都にも求めていくべきです。あわせて国がバックアップして、全国の自治体の窓口等、当事者の身近なところで配布できるようにすべきであることを指摘し、本意見書に賛成いたします。